

下関市空家等対策計画（案）に関するパブリックコメント実施結果

1. 募集期間

令和8年3月25日（水）～令和8年4月24日（金）

2. 意見状況

意見応募者数 6名

意見件数 16件

3. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

【反映区分】
A : 意見を踏まえて施策を補足修正、または追加した
B : 軽微な文言修正を行った
C : 施策の補足修正、追加を行わなかった
D : 施策実施に当たって考慮すべき事柄として参考とした
E : パブリックコメントの対象外の意見として扱った
F : 公表しない意見

番号	意見の要旨	意見に対する市の考え方	反映結果
1	<p>○第6章 所有者等による空き家の適切な管理の促進</p> <p>第2節の2 普及啓発（将来的な空き家の所有者等への事前の普及啓発）</p> <p>将来空き家見込みの家に対し、空き家になる前から相談等できる仕組みを作ったり、「空き家アドバイザー」などの資格を設けてはどうか。</p>	<p>下関市空家等対策計画の39ページにおいて、「2. 空家等管理活用支援法人の活用」として、「本制度は、不動産流通、空き家の活用及び跡地利用に関する民間事業者のノウハウ並びに専門性を活用した支援体制の構築に非常に有効であると考えられるため、積極的な活用を検討します。」としており、いただいたご意見も踏まえながら、民間ノウハウを活かした仕組み作りを進めて参ります。</p>	D
	<p>リノベーションの補助金を空き家店舗だけでなく、住宅向けにも実施してほしい。若者に限定するなどして、検討できないか。検討するとだけでも入れてほしい。</p>	<p>下関市空家等対策計画の32ページに実施事業として「空き家の改修費用の一部を補助することによる良質な住宅ストックの形成及び中古市場への流通の促進を図る事業」を記載しており、リノベーションの補助金として令和8年度は「空き家バンク活用促進改修補助金」を実施しています。</p> <p>いただいたご意見については、今後の施策実施にあたり、参考にさせていただきます。</p>	D

<p>○施策について</p> <p>市意識調査などで、所有者に対し、空き家となる理由を調査し、そこにアプローチした政策を打つ必要がある。</p>	<p>空き家となる理由については、市に通報のあった空き家について所有者を調査し、連絡がとれた所有者に対して、1件1件個々の理由をお伺いし、その積み上がったものから様々な施策展開を行っているところでございます。そのため市民意識調査などによる理由の調査は、現時点では不要と考えますが、必要に応じて対応して参ります。</p>	<p>C</p>
<p>空き家を放置する要因として、残置物処分・撤去の負担が挙げられます。このことは、終活の取組推進の文脈で扱うべきではないですか。</p>	<p>残置物処分・撤去の負担についての記述を第6章第2節に追記します。</p>	<p>A</p>
<p>空き家の残置物への対策を具体的に示したり、リサイクル方法や処分業者などの情報を適切に提供してほしい。</p>	<p>下関市空家等対策計画の39ページにおいて、「2. 空家等管理活用支援法人の活用」として、「本制度は、不動産流通、空き家の活用及び跡地利用に関する民間事業者のノウハウ並びに専門性を活用した支援体制の構築に非常に有効であると考えられるため、積極的な活用を検討します。」としており、いただいたご意見を踏まえながら、民間ノウハウを活かした情報提供を進めて参ります。</p>	<p>D</p>
<p>空き家バンクの情報が乏しい。用途別に検索できるようにしたり、老朽レベルを記載するなど、具体的な情報を提供してほしい。</p>	<p>空き家バンクの運営にあたり、いただいたご意見を参考にいたします。</p>	<p>D</p>
<p>パブリックコメントについて、空き家の取り組みを行う事業者や地域おこし協力隊、不動産業者などに情報提供を行ったのか。情報共有や意見を募る連絡網のようなものがあるのも良いのではないかと。</p>	<p>パブリックコメントは特定の業界にとらわれず広く意見を求めるもので、個別の団体に向けて意見提出を求めることは行っておりません。</p> <p>なお、本計画は、地域住民、市議会議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者から成る空家等対策協議会の意見を踏まえて策定しており、今後も計画の推進にあたっては、様々な意見を取り入れながら進めて参ります。</p>	<p>C</p>

2	<p>○第7章 空き家の活用の促進</p> <p>第1節 1 空き家の活用を促進する施策</p> <p>空き家及び跡地を活用するための援助について、対象エリアを限定すべきではないか。</p> <p>中心市街地等においては、本来土地の高度利用をすべきエリアで、市街地開発事業などの計画が浮上した際に、支障になるのではないか。</p> <p>活用空き家がある程度まとまったエリアに集中すれば、インパクトが大きいまちづくりになるのではないか。</p>	<p>本市においては、市内全域に空き家が分布していることから、市内全域を空き家に関する対策の対象地域としています。いただいたご意見は、下関市総合計画や都市計画マスタープランなど他のまちづくり計画との整合を図りながら実施していくべきものですので、関係各所と連携のうえ、まちづくりの取組を進めていきたいと考えます。</p>	E
3	<p>○第6章 所有者等による空き家の適切な管理の促進</p> <p>第2節の2 普及啓発（将来的な空き家の所有者等への事前の普及啓発）</p> <p>本活動は重要であり、子どもが大都市に居住して空き家になる可能性が高いものについて、所有者へのフォローは手間がかかるが努力してほしい。</p>	<p>下関市空家等対策計画の31ページにおいて、「将来、空き家になることを想定して管理や処分の準備を進める取組（住まいの終活）が重要であるため、この取組に関する広報や講座の開催に加えて、民間事業者との連携により普及啓発を図ります」としており、今後とも普及啓発に努めてまいります。</p>	C
	<p>○第7章 空き家の活用の促進</p> <p>第2節の1 空き家の跡地の活用を促進する施策（空き家の跡地活用の促進のための援助）</p> <p>跡地の可能性を事前に把握し、将来の公共用地としての活用や次世代の都市計画に活用してもらいたい。</p>	<p>本計画策定にあたり空き家実態調査を実施しており、調査結果を都市計画の立案に活用して参ります。</p>	E
	<p>○第8章 管理不適切空家等への措置</p> <p>第4節 緊急安全措置の実施</p> <p>緊急安全措置は、私有財産上の権利があるが、地域の安全を最重要と考え、積極的に取り組んでほしい。</p>	<p>市民の生命、身体、財産を守るため、緊急の必要があるときは、個人の財産権に配慮しつつ、可能な措置を講じて参ります。</p>	C

	<p>第2節の2 多様な相談に対する支援（管理活用支援法人の活用）</p> <p>空家管理活用支援法人の実績を明示してほしい。</p>	<p>本市では空家等管理活用支援法人の指定を現時点で行っておりませんので、実績はございません。</p>	E
4	<p>○施策について</p> <p>空き家があり、危険な建物が多くあることから、解体やリノベーションなどし、安全な地域にしていきたい。</p>	<p>下関市空家等対策計画に記載した空き家の解体費用や改修費用の一部を補助する事業として、「危険家屋解体補助金」や「下関駅周辺地区空き家除却跡地活用促進事業補助金」、「空き家バンク活用促進改修補助金」などを実施しており、今後も本計画に基づき、より有効な事業の実施を図って参ります。</p>	C
5	<p>○政策について</p> <p>空き家の庭などを駐車場などにし、活用できないか。</p>	<p>公的な立場にある行政が個人の財産の活用を行うことは困難ですが、下関市空家等対策計画の39ページにおいて、「2. 空家等管理活用支援法人の活用」として、「本制度は、不動産流通、空き家の活用及び跡地利用に関する民間事業者のノウハウ並びに専門性を活用した支援体制の構築に非常に有効であると考えられるため、積極的な活用を検討します。」としており、空家等管理活用支援法人を指定することで、民間のノウハウを活かした施策を検討して参ります。</p>	D
	<p>空き家の処分費用をもっと広報した方がよい。</p>	<p>空き家の処分費用については、解体費用の相場を確認できる民間事業サービスのリンクを市ホームページに掲載しておりますが、今後も広報について工夫して参ります。</p>	D

6	<p>○施策について</p> <p>所有者不明土地・建物について、市が調査を行い、買い上げた上、整地し、事業者に斡旋するなど、対応を検討すべき。</p>	<p>公的な立場にある行政が個人の財産の活用を行うことは困難ですが、下関市空家等対策計画の39ページにおいて、「2. 空家等管理活用支援法人の活用」として、「本制度は、不動産流通、空き家の活用及び跡地利用に関する民間事業者のノウハウ並びに専門性を活用した支援体制の構築に非常に有効であると考えられるため、積極的な活用を検討します。」としており、空家等管理活用支援法人を指定することで、民間のノウハウを活かした施策を検討して参ります。</p>	D
---	--	--	---